

確認事務等の民間委託に関する説明会

平成 1 7 年 2 月 2 8 日

警察庁交通局交通指導課

確認事務等の民間委託に関する説明会



平成17年2月28日 警察庁交通局交通指導課

(1)

目次

- 1 違法駐車の状態
- 2 新制度の概要
 - ・ 使用者責任の拡充
 - ・ 確認事務等の民間委託
- 3 民間委託の運用のイメージ

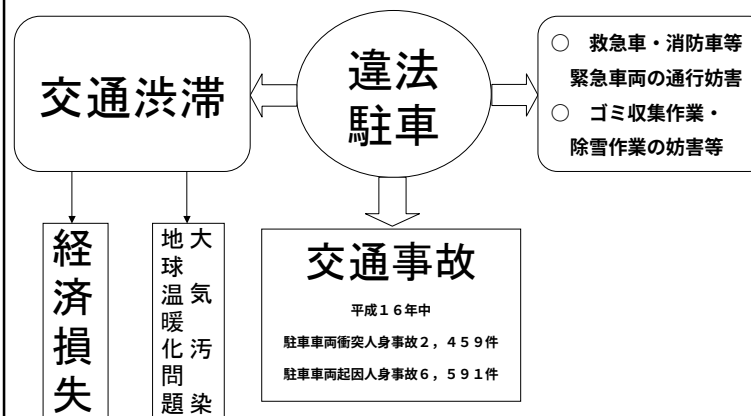
(2)

1 違法駐車の状態

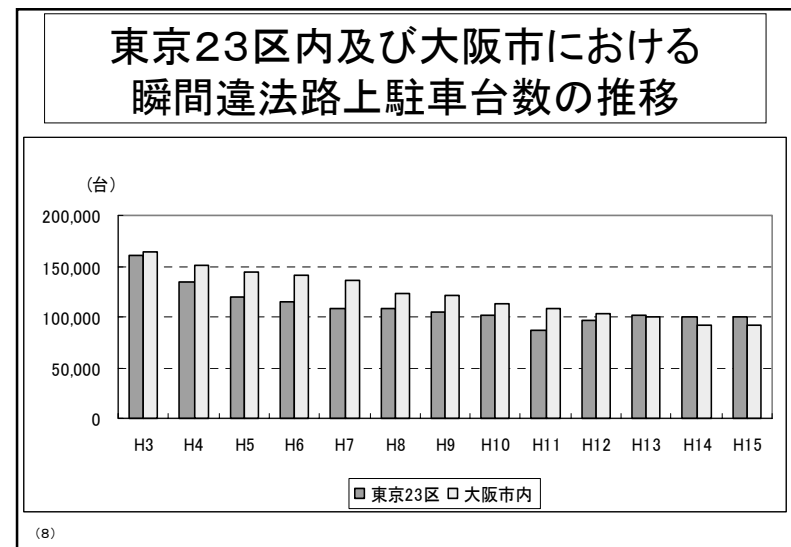
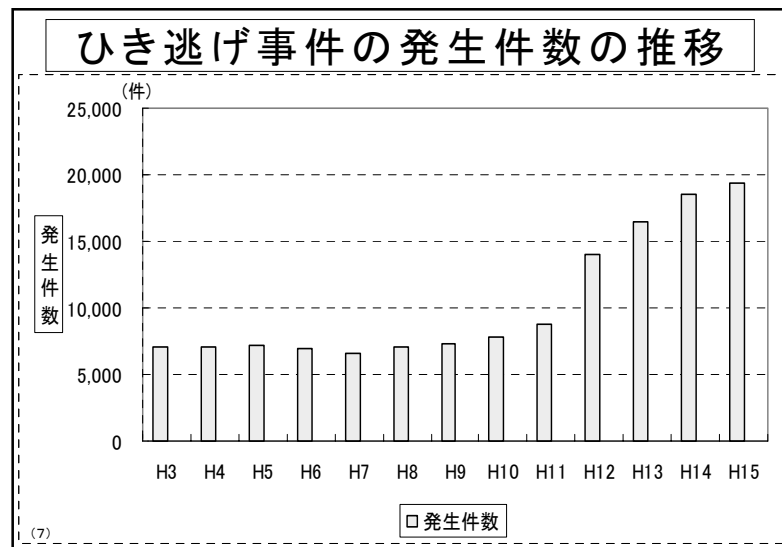
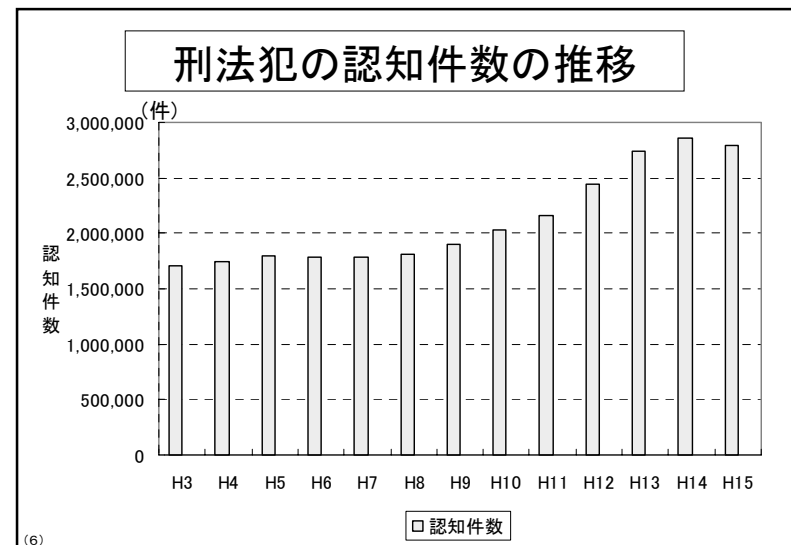
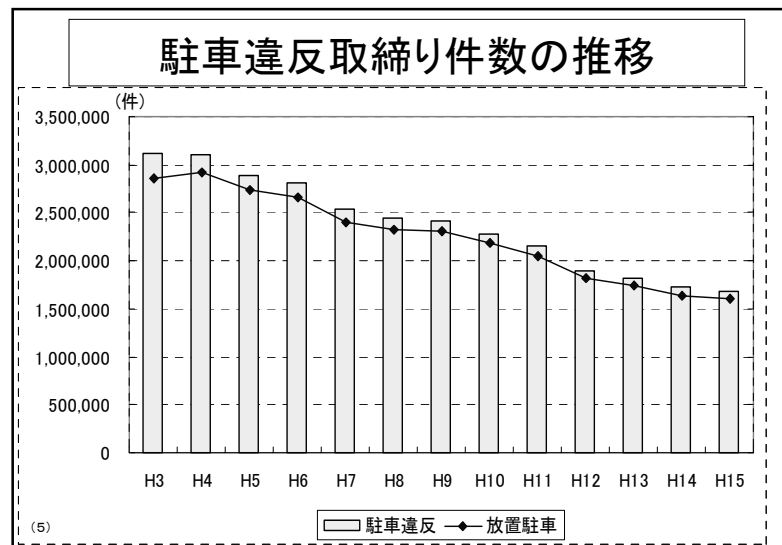


(3)

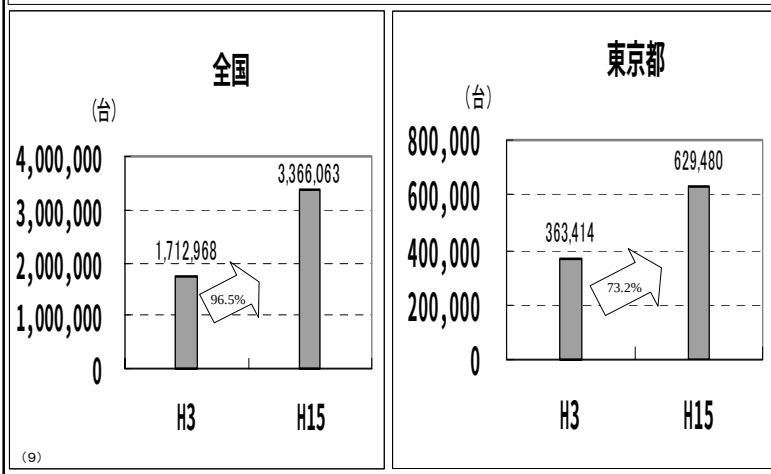
違法駐車のもたらす弊害



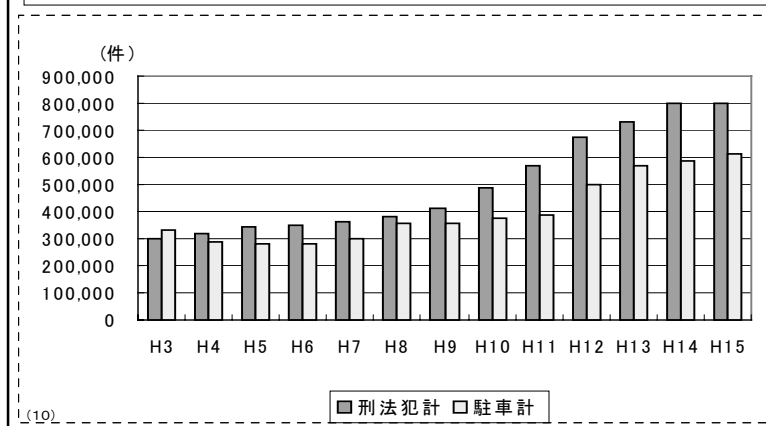
(4)



全国及び東京都の駐車場整備状況の推移



刑法犯関係及び駐車関係 全国の110番件数の推移



2 新制度の概要



民間の駐車監視員の活動(スイス)

(11)

現行制度の問題点等

放置駐車違反は現場に違反者がいない

違反行為者の特定が困難、呼出しや検挙に多大なコスト(時間・労力)

いわゆる逃げ得も発生

大量の違法駐車

治安情勢悪化の中、違法駐車取締りに投入できる警察力の不足

規制改革の流れ

総合規制改革会議答申

道路交通法の改正へ

(12)

新制度の要点

放置駐車に係る使用者責任の拡充

(法第51条の4～第51条の7)

- ① 運転者責任の追及ができない場合に車両の使用者に放置違反金の納付を命令
- ② 放置違反金を滞納しているものには車検拒否
- ③ 常習違反には車両の使用制限

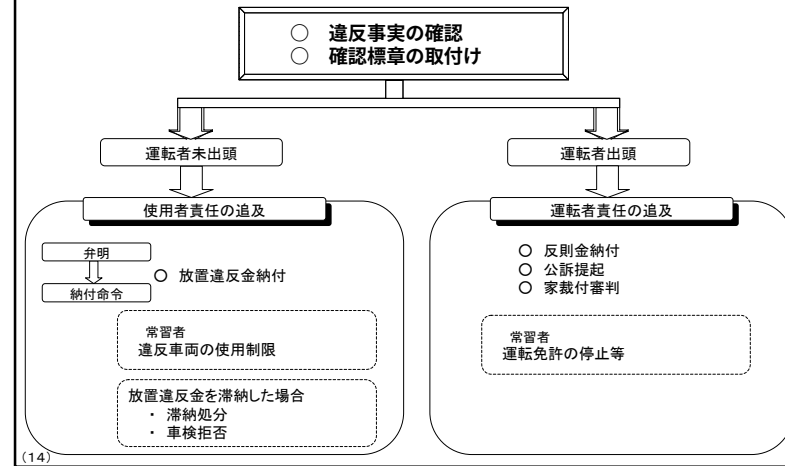
放置駐車違反取締り関係事務の民間委託

(法第51条の8～第51条の15)

- ① 放置違法駐車車両（放置車両）の確認と確認標章の取付けに関する事務（確認事務）を公安委員会の登録を受けた法人に委託可能
- ② 現場において放置車両の確認等に従事する者については資格制度（駐車監視員）
- ③ その他の関係事務も民間法人に委託可能

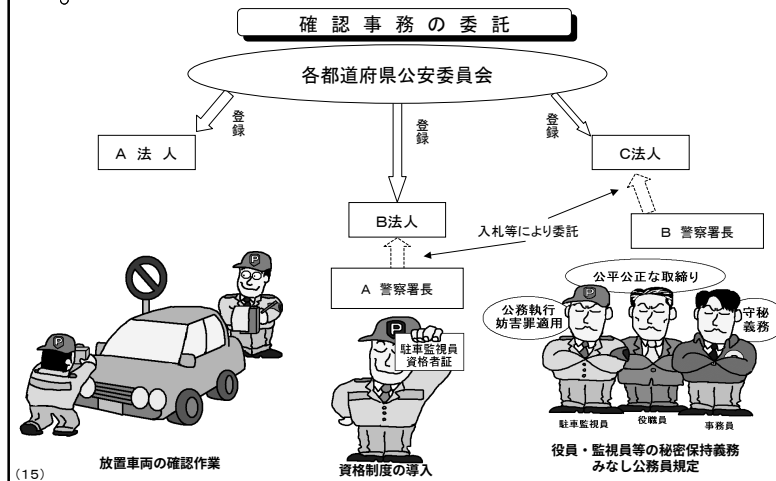
(13)

新制度における放置駐車違反の責任追及



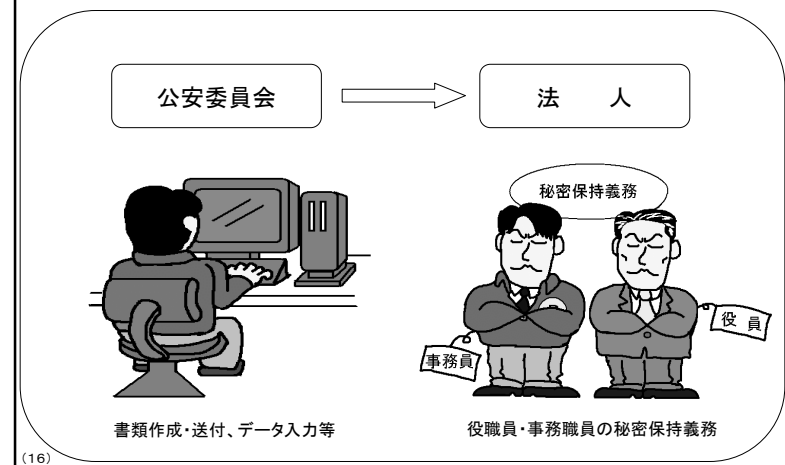
(14)

放置駐車違反取締り関係事務の民間委託



(15)

放置違反金関係事務の委託



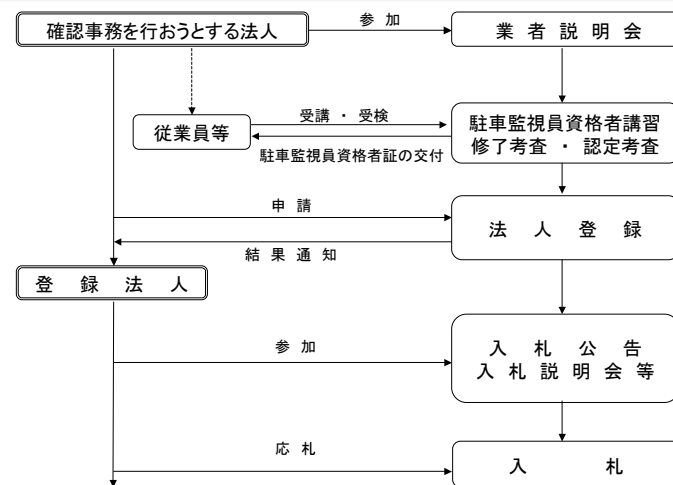
(16)

3 民間委託の運用のイメージ



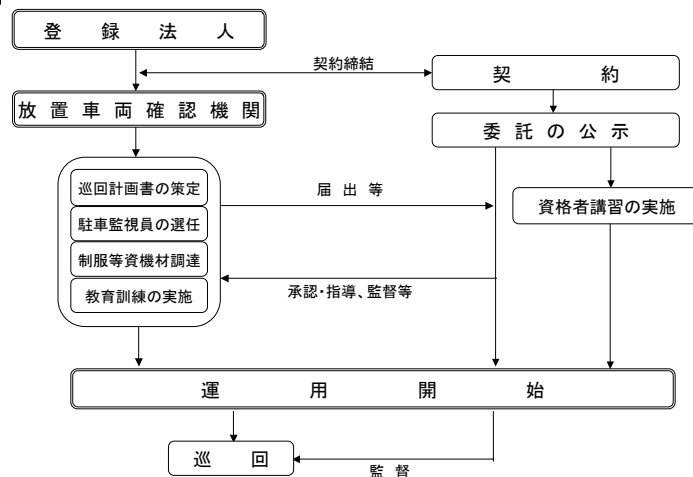
(17)

確認事務の委託までの流れ①(登録・入札関係)



(18)

確認事務の委託までの流れ②(契約・準備関係)



(19)

確認事務の仕様(例)

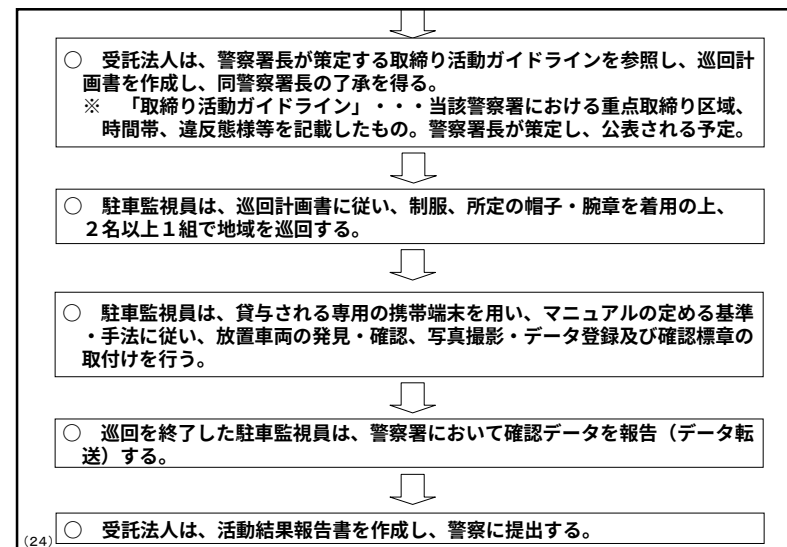
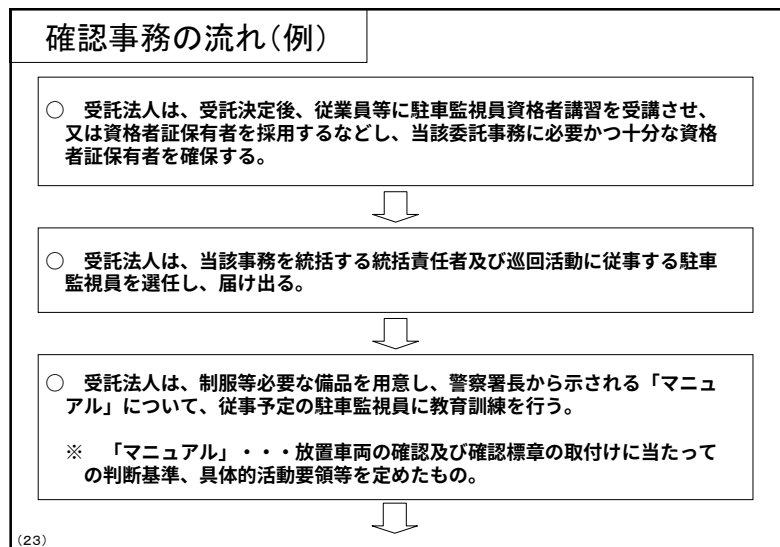
契約期間	単年度又は複数年
実施場所	一の警察署の管轄区域又は複数の警察署の管轄区域
予定数量	- 委託事務量は、確認標章取付け件数ではなく、原則として、ユニットという駐車監視員の活動単位による活動時間の総量に従い定められる。 例えば、年間365日活動し、平日は平均4ユニット活動するが、週末は5ないし6ユニットに増強して活動するという場合には、「1,550ユニット・日(8時間)、通常1日4ユニット、ただし1日最大6ユニット」などと示す。 - 具体的活動日程等は巡回計画書を事前に作成して決定。

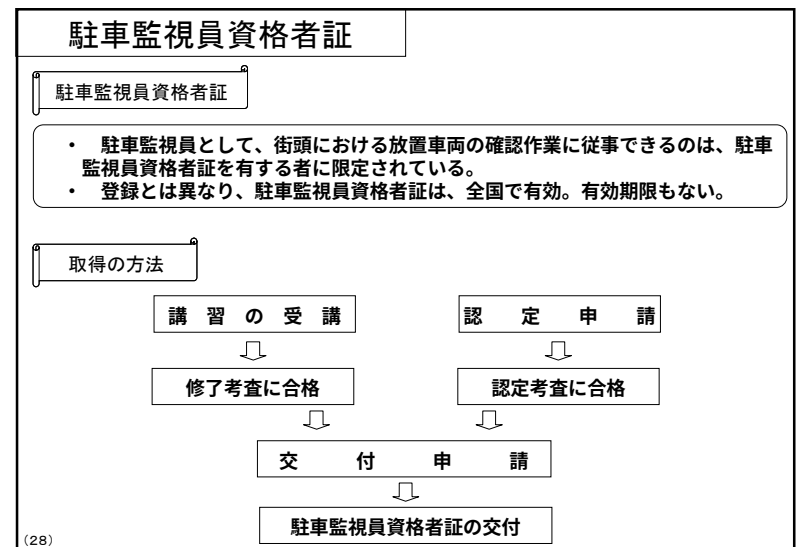
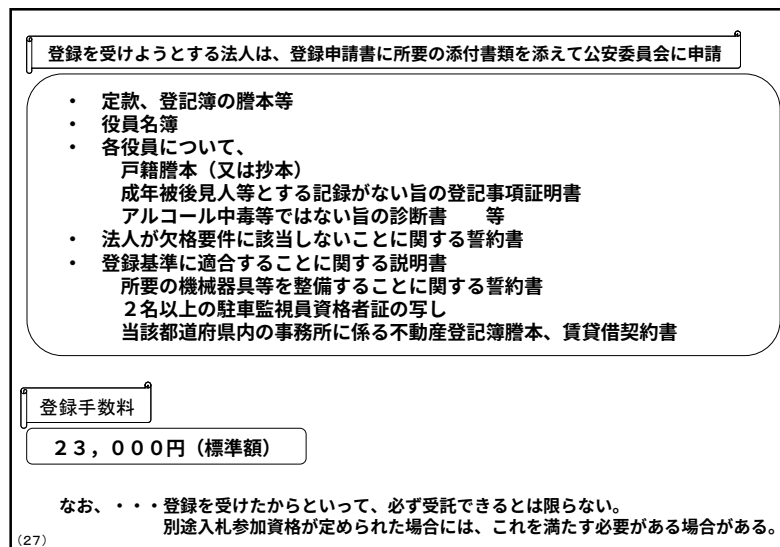
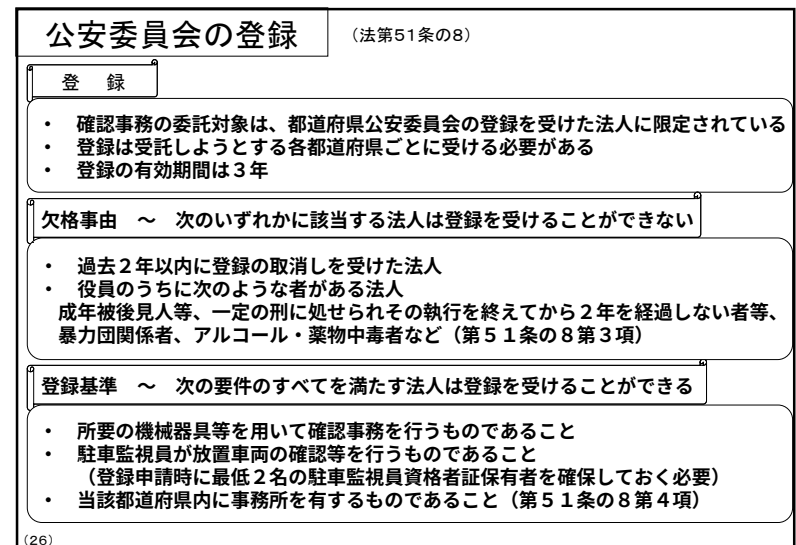
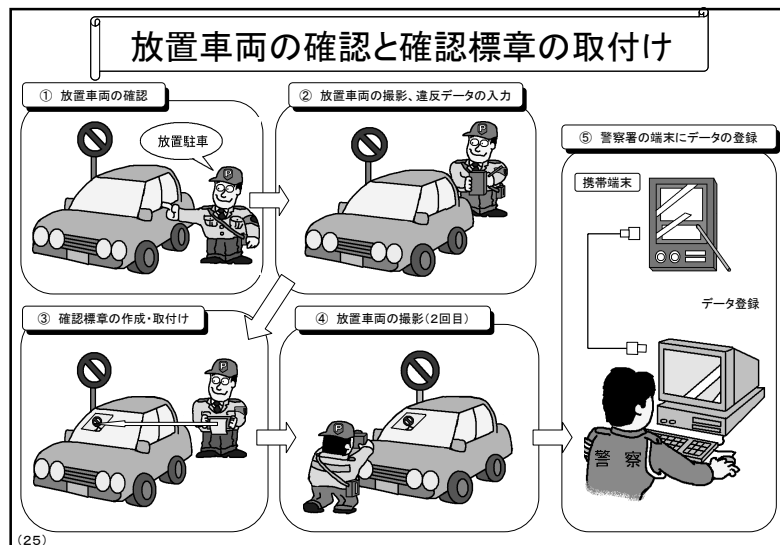
※ 駐車監視員は、2名以上一組のユニット単位で地域を巡回。

(20)

必要人員	統括責任者 ～ 受託法人を代表し、警察との連絡を行い、業務を統括管理する者 駐車監視員 ～ 駐車監視員資格者証を有する者で、警察署長が示すマニュアルについて一定時間以上の研修を受けたもの。 2名以上一組で活動。 ※ このほか、健康状態、年齢上限等の条件が付されることもある。
費用負担	放置車両の確認等に当たって必要となる専用の携帯端末、所定の帽子・腕章は警察より貸与。駐車監視員の制服その他必要となる備品等は受託法人において用意 ※ 駐車監視員の制服については、色、型、縫製法等を記載した仕様を提示。
委託費の計算	委託費は、いわゆる出来高制ではなく、履行した巡回活動量に応じ算出。
事務内容	後 述

(21)





駐車監視員資格者講習

駐車監視員資格者講習は、放置車両の確認と標章の取付けを正確に行う上で必要な知識等について実施。

14時間の講義～2日間

- ・ 駐車問題、駐車対策や交通警察の概要
- ・ 違法駐車取締りや民間委託の仕組み
- ・ 道路や車両に関する基礎知識・車両の種類と見分け方など
- ・ 駐車に関する交通規制・違法駐車とは何か、どのような場合に違法駐車となるのかなど
- ・ 放置車両の確認等の実施要領・どのような場合にどのような方法で確認するのかなど

1時間の修了考査

- ・ 正誤式の試験（運転免許筆記試験のようなもの）、講義の約1週間後に実施
- ・ 修了考査に合格すると、講習修了証明書を交付（認定考査も、修了考査と基本的に同一）

受講申込方法

- ・ 講習実施日の1月以上前に講習の日時・場所等を公示
- ・ 受講希望者は、受講申込書を提出して申込み

(29)

駐車監視員資格者証の交付

(法第51条の13)

欠格事由 ～ 次のいずれかに該当する者は駐車監視員資格者証の交付を受けることができない

- ・ 18歳未満の者
- ・ 成年被後見人等、一定の刑に処せられその執行を終えてから2年を経過しない者等、暴力団関係者、アルコール・薬物中毒者など
- ・ 過去に2年以内に駐車監視員資格者証の返納命令を受けたことがある者

交付要件 ～ 次のいずれかに該当する者でなければ駐車監視員資格者証の交付を受けることができない

- ・ 駐車監視員資格者講習を受講し、修了考査（試験）に合格した者
- ・ 警察官等として一定の経歴を有する者で、認定考査（試験）に合格したもの

駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、交付申請書に所要の添付書類を添えて公安委員会に申請

- ・ 修了証明書又は認定書
- ・ 戸籍謄本（又は抄本）、成年被後見人等とする記録がない旨の登記事項証明書、アルコール中毒等ではない旨の診断書等
- ・ 欠格要件に該当しないことに関する誓約書
- ・ 写真

(30)

各手数料(標準額)

駐車監視員資格者講習手数料・・・19,000円

認定手数料・・・・・・・・・・4,500円

駐車監視員資格者証交付手数料・・・9,900円

(表) 駐車監視員資格者証

第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

駐車監視員資格者証

氏 名 駐 車 太 郎

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

上記の者は、道路交通法第51条の12第3項の駐車監視員としての資格を有する者であることを証明する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県公安委員会

押し出し
スタンプ

〇〇県
公安委員
会 之 印

(31)

(裏)

注 意 事 項

1 駐車監視員として放置車両の確認等を行うときは、この駐車監視員資格者証を携帯し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 この駐車監視員資格者証の記載事項に変更があったときは、この資格者証の交付を受けた公安委員会に提出して、その書換えを受けること。

3 この駐車監視員資格者証を失ったときは、この資格者証の交付を受けた公安委員会に申請して再交付を受けることができる。

受託法人の選定

受託法人の選定方法 ～ 入札が原則

入札参加資格

指名停止を受けていない、会社更正手続が開始されていない、税金を滞納していない、一定の資産を有するなど

入札の方式

- ・ 総合評価方式（応札価格のみならず、公平中立性、研修体制・情報管理体制の充実度、組織・財政基盤、過去の実績、予定される体制や予定している研修の充実度など価格以外の要素を一定の基準・配点により総合的に評価し、最も適切と思われる法人を選定）
- ・ 最低価格落札方式（最低制限価格と予定価格の間の範囲内で最も応札価格が低い法人を落札者とする）

(32)

放置車両確認機関

(法第51条の12)

- 入札等を経て、警察から確認事務の委託を受けた法人は、「放置車両確認機関」となる。
- 放置車両確認機関は、公正に確認事務を行わなければならない。
- 放置車両確認機関は、駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任した駐車監視員以外の者に現場における放置車両の確認等を行わせてはならない。
- 放置車両確認機関は、駐車監視員に記章・制服を着用させなければならない。
- 放置車両確認機関の役職員（過去に放置車両確認機関の役職員であった者を含む。）は、確認事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（違反した場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金）
- 確認事務に従事する放置車両確認機関の役職員（駐車監視員等）は、みなし公務員
→ 確認事務に関して賄賂を受け取った場合には収賄罪として処罰（5年以下の懲役）、確認事務実施中に暴行等を受けた場合には相手方に公務執行妨害罪が成立

(33)

放置車両確認機関の監督

- 事務日報や月間報告書等に基づき、適切に巡回等を行っているかチェック
- 必要に応じ巡回現場に赴き事務の遂行ぶりをチェック
- 上記の日常的な監督等を通じて、放置車両確認機関の仕事ぶりを評価し、以下の措置をとる場合があり得る。
 - ・ 優秀な事務遂行を行った放置車両確認機関については、次回入札等において優遇措置
 - ・ 事務遂行が不良であった放置車両確認機関については、次回入札の参加停止等の不利益措置

(34)

放置違反金関係事務の委託

(法第51条の15)

- 放置違反金関係事務とは
年間数百万件に上ると推測される確認標章の取付けから始まる弁明の機会の付与、納付命令等の手続には、年間数百万件に上る書類作成・郵送、データ入力・整理等の事務が発生
- これら各種書類の作成・封緘・送付、各種データの入力・整理等の事務を法人に委託
- 放置違反金関係事務の委託に関しては、登録制度、資格者証制度はない。
- 放置違反金関係事務を受託した法人の役職員（過去に役職員であった者を含む。）は、受託した事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（違反した場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金）
- 放置違反金関係事務の委託先も入札を原則として選定

(35)

終

警察庁交通局交通指導課

(36)

【駐車対策（委託）関係資料】

道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）（抄）

（放置違反金）

- 第五十一条の四 警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合における車両（軽車両にあつては、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽引車」という。）に限る。以下この条において同じ。）であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為をした者について第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用人が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができる。
- 2 何人も、前項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又はこれを取り除いてはならない。ただし、当該車両の使用人、運転者その他当該車両の管理について責任がある者が取り除く場合は、この限りでない。
- 3 警察署長は、第一項の規定により車両に標章を取り付けさせたときは、当該車両の駐車に関する状況を公安委員会に報告しなければならない。
- 4 前項の規定による報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の使用人に対し、放置違反金の納付を命ずることができる。ただし、第一項の規定により当該車両に標章が取り付けられた日の翌日から起算して三十日以内に、当該車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第百二十八条第一項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りでない。
- 5 前項本文の規定による命令（以下「納付命令」という。）は、放置違反金の額並びに納付の期限及び場所を記載した文書により行うものとする。
- 6 公安委員会は、納付命令をしようとするときは、当該車両の使用人に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を書面で通知し、

し、相当の期間を指定して、当該事案について弁明を記載した書面（以下この項及び第九項において「弁明書」という。）及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

- 一 当該納付命令の原因となる事実
- 二 弁明書の提出先及び提出期限

7 公安委員会は、納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、前項の規定による通知を、その者の氏名及び同項第二号に掲げる事項並びに公安委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

8 放置違反金の額は、別表第一に定める金額の範囲内において、政令で定める。

9 第六項の規定による通知を受けた者は、弁明書の提出期限までに、政令で定めるところにより、放置違反金に相当する金額を仮に納付することができる。

10 納付命令は、前項の規定による仮納付をした者については政令で定めるところにより、公示して行うことができる。

11 第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令があつたときは、当該放置違反金に相当する金額の仮納付は、当該納付命令による放置違反金の納付とみなす。

12 公安委員会は、第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令をしないこととしたときは、速やかに、その者に対し、理由を明示してその旨を書面で通知し、当該仮納付に係る金額を返還しなければならない。

13 公安委員会は、納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、公安委員会は、放置違反金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。

14 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに放置違反金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条及び第五十一条の七において「放置違反金等」という。）を納付しないときは、公安委員会は、地方税の滞納処分例により放置違反金等を徴収することができる。この場合における放置違反金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

15 納付され、又は徴収された放置違反金等は、当該公安委員会が置かれている都道府県の収入とする。

16 公安委員会は、納付命令をした場合において、当該納付命令の原因となつた車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第百二十八条第一項の規定による反則金の納付をしたとき、又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付されたときは、当該納付命令を取り消さなければならない。

17 公安委員会は、前項の規定により納付命令を取り消したときは、速やかに、理由を明示してその旨を当該納付命令を受けた者に通知しなければならない。この場合において、既に当該納付命令に係る放置違反金等が納付され、又は徴収されているときは、公安委員会は、当該放置違反金等に相当する金額を還付しなければならない。

18 放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

（罰則 第二項については第百二十一条第九号）

（報告徴収等）

第五十一条の五 公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、同条第一項の規定により標章を取り付けられた車両の使用人、所有者その他の関係者に対し、当該車両の使用に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（罰則 第一項については第百十九条の四第一項第五号、第百二十三条）

（国家公安委員会への報告等）

第五十一条の六 公安委員会は、納付命令をしたとき、第五十一条の四第十三項の規定による督促をしたとき、又は同条第十六項の規定により納付命令を取り消したときその他当該納付命令の原因となつた車両の使用人について内閣府令で定める事由が生じたときは、その旨、当該使用者の氏名及び住所当該車両の番号標の番号その他内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、放置車両に関する措置の適正を図るため当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

2 国家公安委員会は、前項前段の規定により、督促をした旨の報告を受けたときは、当該報告に係る事項（内閣府令で定めるものに限り。）を国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。）をいう。次条において同じ。）に通知するものとする。当該督促に係る納付命令を取り消した旨の報告を受けたときも、同様とする。

（放置違反金等の納付等を証する書面の提示）

第五十一条の七 自動車検査証の返付（道路運送車両法第六十二條第二項（同法第六十七條第四項において準用する場合を含む。）の規定による自動車検査証の返付をいう。以下この条において同じ。）を受けようとする者は、その自動車（同法第五十八條第一項に規定する自動車をいう。）が最後に同法第六十條第一項若しくは第七十一條第四項の規定による自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付を受けた後に第五十一條の四第十三項の規定による督促（当該自動車が原因となつた納付命令（同法第六十六項の規定により取り消されたものを除く。）に係るものに限り。）を受けたことがあるときは、国土交通大臣等に対して、当該督促に係る放置違反金等を納付したことがこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならぬ。

2 国土交通大臣等は、前項の規定により同項の書面を提示しなければならぬこととされる者（前条第二項前段の通知に係る者に限り。）による当該書面の提示がないときは、自動車検査証の返付をしないものとする。

（確認事務の委託）

第五十一条の八 警察署長は、第五十一条の四第一項に規定する放置車両の確認及び標章の取付け（以下「放置車両の確認等」という。）に関する事務（以下「確認事務」という。）の全部又は一部を、公安委員会の登録を受けた法人に委託することができる。

2 前項の登録（以下この条から第五十一条の十一までにおいて「登録」という。）は、委託を受けて確認事務を行おうとする法人の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一 第五十一条の十の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人

二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の三第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ヘ 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

公安委員会は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 車両、携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであること。

二 第五十一条の十二第三項の駐車監視員が放置車両の確認等を行うものであること。

三 当該公安委員会が置かれている都道府県の区域内に事務所を有するものであること。

5 登録は、登録簿に登録を受ける法人の名称、代表者の氏名主たる事務所の所在地、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとする。

6 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う

7 第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

（適合命令）

第五十一条の九 公安委員会は、登録を受けた法人が前条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その法人に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し）

第五十一条の十 公安委員会は、登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第五十一条の八第三項第二号に該当するに至つたとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

三 次条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第五十一条の十二第二項から第四項までの規定に違反したとき。

五 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

（報告及び検査）

第五十一条の十一 公安委員会は、第五十一条の八から前条までの規定の施行に必要な限度において、登録を受けた法人に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせ、又は警察職員に、登録を受けた法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（放置車両確認機関）

第五十一条の十二 警察署長は、第五十一条の八第一項の規定により確認事務を委託したときは、その受託者（以下「放置車両確認機関」という。）の名称及び主たる事務所の所在地そ

の他政令で定める事項を公示しなければならない。

2 放置車両確認機関は、公正に、かつ、第五十一条の八第四項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により確認事務を行わなければならない。

3 放置車両確認機関は、次条第一項の駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任した駐車監視員以外の者に放置車両の確認等を行わせてはならない。

4 放置車両確認機関は、駐車監視員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が駐車監視員であることを表示させ、かつ、国家公安委員会規則でその制式を定める記章を着用させなければ、その者に放置車両の確認等を行わせてはならない。

5 駐車監視員は、放置車両の確認等を行うときは、次条第一項の駐車監視員資格者証を、携帯し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

6 放置車両確認機関の役員若しくは職員、駐車監視員を含む次項において同じ。又はこれらの職にあつた者は、確認事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 確認事務に従事する放置車両確認機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 第五十一条の八第一項の規定により確認事務を委託した場合における第五十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「警察官等」とあるのは「警察官等又は第五十一条の十二第二項の放置車両確認機関」とする。

(罰則 第六項については第百十七条の四第一号)

(駐車監視員資格者証)

第五十一条の十三 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、駐車監視員資格者証を交付する。

一 次のいずれかに該当する者

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習を受け、その課程を修了した者

ロ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより放置車両の確認等に関しイに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者

二 次のいずれにも該当しない者

イ 十八歳未満の者

ロ 第五十一条の八第三項第二号イからハまでのいずれか

に該当する者

ハ 次項第二号又は第三号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して二年を経過しない者

2 公安委員会は、駐車監視員資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に係る駐車監視員資格者証の返納を命ずることができる。

一 第五十一条の八第三項第二号イからハまでのいずれかに該当するに至つたとき。

二 偽りその他不正の手段により駐車監視員資格者証の交付を受けたとき。

三 前条第五項の規定に違反し、又は放置車両の確認等に関し不正な行為をし、その情状が駐車監視員として不適当であると認められるとき。

(国家公安委員会規則への委任)

第五十一条の十四 第五十一条の八から前条までに定めるもののほか、確認事務の委託の手續及び駐車監視員資格者証に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(放置違反金関係事務の委託)

第五十一条の十五 公安委員会は、第五十一条の四に規定する放置違反金に関する事務(確認事務、納付命令、督促及び滞納処分を除く。)の全部又は一部を会社その他の法人に委託することができる。

2 前項の規定により公安委員会から事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則 第二項については第百十七条の四第一号)

道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号) (抄)

(登録の有効期間)

第十七条の七 法第五十一条の八第六項の政令で定める期間は三年とする。

(放置車両確認機関に係る公示事項)

第十七条の八 法第五十一条の十二第一項の政令で定める事項は、放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間とする。

確認事務の委託の手續等に関する規則(平成十六年十二月十日 国家公安委員会規則第二十三号)

(委託の方法)

第一条 道路交通法(以下「法」という)第五十一条の八第一項の規定による委託をするときは、次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成するものとする。

一 委託に係る確認事務の内容に関する事項

二 委託に係る確認事務を行う区域及び方法に関する事項

三 委託契約の期間及びその解除に関する事項

四 委託契約金額

五 委託契約代金の支払の時期及び方法

六 放置車両確認機関の警察署長への報告に関する事項

七 その他警察署長が必要と認める事項

(登録の申請等)

第二条 法第五十一条の八第一項の登録を受けようとする法人は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した登録申請書を都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 法第五十一条の八第三項第二号に規定する役員(次号において単に「役員」という。)の氏名及び住所を記載した名簿

三 役員に係る次に掲げる書類

イ 戸籍の謄本若しくは抄本又は外国人登録原票の写及び役員が外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)第四條第一項の規定による登録を受けている場合に限る。

ロ 成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)

ハ 法第五十一条の八第三項第二号ホに掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

ニ 精神機能の障害に関する医師の診断書(法第五十一条の八第三項第二号へに掲げる者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限り)

第二項及び第九十一条第一項に係る部分に限る。)(第二号若しくは第十七号又は第二百四十九条第四号に規定する罪

二十一 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第二十七条第二号又は第二十九条第三号に規定する罪

二十二 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号、第二項(同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る)若しくは第三項(同条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項(同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る)に係る部分に限る。)(第四十一条の四第一項第三号から第五号まで、第二項(同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。))若しくは第三項(同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)(第四十一条の六、第四十一条の七、第四十一条の九から第四十一条の十一まで又は第四十一条の十三に規定する罪

二十三 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十三条第一項第一号に規定する罪

二十四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十四条から第七十四条の六まで又は第七十四条の八に規定する罪

二十五 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号第七十九条第一号若しくは第二号、第八十二条第一号、第二号(第十二条第二項に係る部分に限る)若しくは第三号又は第八十三条第一項第一号(第九条及び第五十三条(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む))に係る部分に限る。))に規定する罪

二十六 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十六条第一項第一号、第五号若しくは第七号に規定する罪

二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条から第六十五条まで、第六十六条(小分け譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る)又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

二十八 武器等製造法(昭和二十八年法律第四十五号)第三十一条又は第三十一条の二第一号若しくは第四号に規定する罪

二十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第五条に規定する罪

三十 売春防止法(昭和三十一年法律第十八号)第六条、第七条第二項若しくは第三項(同条第二項に係る部分に限る。)(第八条第一項(第七条第二項に係る部分に限る。))又は第十条から第十三条までに規定する罪

三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号(第二十二條の二第一項及び第二十二條の四に係る部分に限る。))に規定する罪

三十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二十五条第一項第一号、第六号、第八号若しくは第九号若しくは第二項(同条第一項第九号に係る部分に限る。)(第二十六条第三号、第五号若しくは第七号(第二十五条第一項第九号に係る部分に限る。))又は第三十条第二号(第七條の二第三項(第十四條の二第三項及び第十四條の五第三項において準用する場合を含む。))第九條第三項(第十五條の二の五第三項において準用する場合を含む。))及び第九條の七第二項(第十五條の四において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))に規定する罪

三十三 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第四十五条第一号、第四十七条第一号、第五十条第一号又は第五十一条第一号(第十二条第一項(第十三條の五において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))に規定する罪

三十四 火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)第二条又は第三条に規定する罪

三十五 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十一条に規定する罪

三十六 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七條第二号、第四十七條の二、第四十八條第五号又は第四十九條第二号若しくは第四号から第八号までに規定する罪

三十七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者

の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十九条第一号、第四條第二項に係る部分に限る。)(第三号まで若しくは第四号(第二十一条第一項に係る部分に限る。)(第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号(第十一条第一項及び第十九條第一項に係る部分に限る。))に規定する罪

三十八 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四十八條第一号又は第五十一条第二号(第十八條第二項において準用する第十二條第二項に規定する申請書及び第十八條第二項において準用する第十二條第三項に規定する書類に係る部分を除く。))若しくは第三号(第十九條第一項に係る部分に限る。))に規定する罪

三十九 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号及び第十三條の二第十四号において「麻薬特例法」という。)(第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

(1) 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。

(2) 覚せい剤取締法第四十一条又は第四十一条の二に規定する罪に当たる行為をすること。

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条(小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。))に規定する罪に当たる行為をすること。

ロ 麻薬特例法第六條又は第七條に規定する罪

ハ 麻薬特例法第八條第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

(1) イ又はホに掲げる罪

(2) 大麻取締法第二十四条に規定する罪

(3) 覚せい剤取締法第四十一条に規定する罪

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

ニ 麻薬特例法第八條第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

(1) イ又はホに掲げる罪

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

(1) イ又はロに掲げる罪

(2) 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

(3) 覚せい剤取締法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の六、第四十一条の九又は第四十一条の十一に規定する罪

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

四十 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十二条第一号若しくは第二号、第五十五条第一号又は第五十六条第一号若しくは第三号に規定する罪

四十一 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百三十二条第二号（第三条第一項に係る部分に限る）、第三号若しくは第十二号（第三条第二項から第四項までこれらの規定を第十一条第五項において準用する場合を除く。）及び第九条第二項（第六十六条第二項において準用する場合を除く。）に係る部分に限る。）又は第二百三十三条第二号（第五十条の四（第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第五十八条の規定による命令に係る部分を除く。）に規定する罪

四十二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十八号）附則第三条の規定により資産の流動化に関する法律第五編に規定する罪とみなされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第六十五条第一号若しくは第三号（第三条に係る部分に限る。）第六十七号第一号（第四条第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第六十九号第一号（第九条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十三 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律

第二百二十六号）第三十三条第一号若しくは第二号、第三十四条第一号若しくは第三号又は第三十五条第一号 第二号 第五号、第六号若しくは第八号に規定する罪

四十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条から第八条までに規定する罪

四十五 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。第二章に規定する罪のうち次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第一号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号に規定する罪に当たる行為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第三号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三条第一項第三号、第五号、第六号（刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。）又は第十号に規定する罪に係る罪

ニ 組織的犯罪処罰法第六条、第七条又は第九条から第十条までに規定する罪

四十六 著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）第二十九条第一号若しくは第二号又は第三十二条第一号に規定する罪

四十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第六十三号若しくは第五号又は第六十四号第二号（第六十三条第一項及び第七十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十八 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第一百十一条第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号若しくは第九号、第十三号第一号、第二号、第八号から第十一号まで、第二十一号、第二十二号、第二十六号若しくは第三十一号、第四十四号第五号、第五十五号第二号又は第六十六号第一号、第三号、第六号、第八号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）第十号、第十二号（第九十条第一項に係る部分に限る。）若しくは第十四号に規定する罪

（心身の障害により事務を適正に行うことができない者）

第四条 法第五十一条の八第三項第二号への国家公安委員会規

則で定める者は、精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（駐車監視員の着用する記章の制式）

第五条 法第五十一条の十二第四項の国家公安委員会規則で定める記章の制式は、別図のとおりとする。

（駐車監視員資格者講習の公示）

第六条 公安委員会は、法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を行うおうとするときは、当該駐車監視員資格者講習の期日の三十日前までに、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 駐車監視員資格者講習の期日及び場所
二 受講手続に関する事項
三 その他駐車監視員資格者講習の実施に関し必要な事項

（受講の申込み）

第七条 駐車監視員資格者講習を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を公安委員会に提出しなければならない。

一 本籍（外国人にあつては、国籍。以下同じ。）住所、氏名及び生年月日
二 受講を希望する年月日
三 前項の受講申込書には、受講の申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真をはり付けなければならない。

（駐車監視員資格者講習の講習事項等）

第八条 駐車監視員資格者講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一 駐車監視員資格者講習は、道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うために必要な技能及び知識について行うこと。

二 駐車監視員資格者講習は、あらかじめ講習計画を作成しこれに基づいて行い、かつ、その方法は、

三 駐車監視員資格者講習においては、筆記による修了検査を行うこと。
四 駐車監視員資格者講習の講習時間は、十五時間とするこ

と。

（駐車監視員資格者講習修了証明書）

第九条 公安委員会は、駐車監視員資格者講習の課程を修了した者に対し、別記様式第一号の駐車監視員資格者講習修了証明書（以下「修了証明書」という）を交付するものとする。

2 修了証明書の交付を受けた者は、当該修了証明書を亡失し又は当該修了証明書が滅失したときは、次に掲げる事項を記載した再交付申請書を当該修了証明書を交付した公安委員会に提出して、その再交付を受けることができる。

- 一 本籍、住所、氏名及び生年月日
- 二 修了証明書の番号及び交付年月日
- 三 再交付を申請する事由

（法第五十一条の十三第一項第一号ロの規定による公安委員会の認定）

第十条 法第五十一条の十三第一項第一号ロの規定により公安委員会が放置車両の確認等に関し駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者として認定する場合における当該認定は、次の各号のいずれかに該当する者について、その技能及び知識を審査して行うものとする。

- 一 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 二 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して五年以上である者
- 三 前二号に掲げる者と同等の経歴を有する者
- 2 前項の認定を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を記載した認定申請書を公安委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の認定申請書には、第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。
- 4 公安委員会は、第一項の規定により認定したときは、その者に対し、別記様式第二号の認定書を交付するものとする。
- 5 前条第二項の規定は、前項の認定書の交付を受けた者について準用する。

（駐車監視員資格者証の交付の申請）

第十一条 法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び

び生年月日を記載した交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

- 一 修了証明書又は前条第四項の認定書
- 二 第二条第二項第三号イからニまでに掲げる書類
- 三 法第五十一条の十三第一項第二号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 四 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（第十三条第三項において「資格者証用写真」という。）二葉

（駐車監視員資格者証の様式）

第十二条 法第五十一条の十三第一項の駐車監視員資格者証の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

（駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付）

第十三条 駐車監視員資格者証の交付を受けた者は、当該駐車監視員資格者証の記載事項に変更があったときは、次に掲げる事項を記載した書換え交付申請書及び当該駐車監視員資格者証を、当該駐車監視員資格者証を交付した公安委員会に提出して、その書換え交付を申請しなければならない。この場合において、当該公安委員会は、当該書換え交付に係る駐車監視員資格者証の記載事項について、その事実を確認するに足りる資料の提示又は提出を求めることができる。

- 一 本籍、住所、氏名及び生年月日
- 二 駐車監視員資格者証の番号及び交付年月日
- 三 書換え交付を申請する事由
- 2 駐車監視員資格者証の交付を受けた者は、当該駐車監視員資格者証を亡失し、又は当該駐車監視員資格者証が滅失したときは、次に掲げる事項を記載した再交付申請書を、当該駐車監視員資格者証を交付した公安委員会に提出して、その再交付を受けることができる。
- 一 本籍、住所、氏名及び生年月日
- 二 駐車監視員資格者証の番号及び交付年月日
- 三 再交付を申請する事由
- 3 第一項の書換え交付申請書及び前項の再交付申請書には、資格者証用写真二葉を添付しなければならない。

（駐車監視員資格者証の返納の命令等）

第十四条 法第五十一条の十三第二項の規定による駐車監視員資格者証の返納の命令は、理由を付した返納命令書を交付して行うものとする。

2 前項の規定による返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から十日以内に、当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。

附 則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一六年一二月二八日国家公安委員会規則第二十五号）

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第四条、第七条、第十条、第十三条及び第十六条の改正規定 この規則の公布の日
- 二 第二条、第五条、第八条、第十一条、第十四条及び第十七条の改正規定 信託業法（平成十六年法律第五十四号）の施行の日（平成十六年十二月三十日）
- 三 第三条、第六条、第九条、第十二条、第十五条及び第十八条の改正規定 刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）の施行の日（平成十七年一月一日）

別図・別記様式（略）